



新年のご挨拶

一般社団法人麴町青色申告会 会長 松江 高光

令和6年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、中止していた各種行事を感染症の予防に留意しながら再開することができました。

しかしながら、副業やフリーランスの増加等働き方が多様化するなか、個人事業者を取り巻く経済環境は依然厳しい状況が続いております。

当会の会員数も、廃業や転出などの理由により、令和6年1月1日時点の会員数は536人となり、昨年同期と比べ、41人の減少となっております。

健全な会活動を継続するには、組織を維持することができる会員数が必要です。皆様方のご紹介による入会勧奨、会としての広報活動や支援事業などを通じて、会勢拡大が実現するよう努めてまいります。

間もなく令和5年分の確定申告期を迎えます。インボイス制度が導入されて初めての確定申告となります。さらに、令和6年1月から実施される改正電子帳簿保存法への対応など適正な記帳と関係書類の保存が求められています。

インボイス制度については、引き続き重点課題として記帳などの相談、新規課税事業者の申告の相談にあたってまいります。更に、電子帳簿保存法への対応にも、当局との連携を密にし、デジタル化に対応した指導・相談体制の構築を確立したいと考えております。

今年も、会活動の原点として「会員サービス」の向上に努めてまいりますので、皆様方には、従来にも増して本会の運営と活動にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝と事業のご繁栄、今年一年が皆様方にとって良い年となりますよう、心から祈念申し上げ新年のご挨拶といたします。

謹賀新年

昨年中は、会運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も一層のご支援を賜るとともに、皆様のご事業のご繁栄とご家族のご健勝をお祈り申し上げます。



会長 松江 高光
副会長 塙 祐茂
同 早速 晴邦
同 石井 剛
他役職員一同



新年の御挨拶

麴町税務署長 佐藤 寿一

新年あけましておめでとうございます。

令和6年の年頭に当たり謹んでお祝い申し上げます。

松江会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、記帳指導や各種指導会等を通じて青色申告制度の普及・育成と申告納税制度の健全な発展に御尽力いただくとともに、「税を考える週間」での丸ビル前での広報活動など多岐にわたる御支援・御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、まもなく令和5年分の確定申告の時期を迎えます。本年も昨年と同様に東京国税局築地庁舎の1階に申告書作成会場を開設し、「青色コーナー」を設置することを予定していますので、青色コーナーの運営についてお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

私どもは、納税者の利便性の向上に向け「税務手続のデジタル化」の一層の推進に取り組んでおります。

その中でも、スマートフォンなどを利用した自宅等からのe-Taxの更なる利用促進やキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでまいります。皆様におかれましては各種デジタル化の普及推進に、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、昨年10月に消費税インボイス制度が、さらに本年1月から改正電子帳簿保存法がスタートしました。

私どもといたしましては、事業者の皆様には制度の概要を御理解いただけるよう、寄り添った対応をしてまいりたいと考えておりますが、制度の定着に向けては、税務当局の努力はもちろんのこと、会員の皆様の御協力に負うところが極めて大きいと考えておりますので、重ねて御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、新しい年が麴町青色申告会のますますの御発展と会員の皆様の御繁栄の年になりますよう、心から祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。

令和5年分の確定申告相談のご案内

令和5年分の確定申告の時期を目前に控え、事務局では、1月22日(月)より令和5年分の確定申告相談を下記のとおり開催します。今年も、感染症の予防対策のため、事前にご希望の日時をご予約の上、ご来所ください。なお、体調がすぐれない方は無理をなさらず、後日のご来所をお願いします。

記

1. 期 間

1月22日(月)～3月15日(金)、消費税の相談は3月29日(金)まで
平日の10:00～12:00、13:00～16:00(受付は16:00まで)

2. 相談に必要な書類等

- (1) 令和4年分確定申告書・青色決算書(控)、マイナンバーカード
- (2) パソコン(会計ソフト利用の方)
- (3) 給与や年金等の源泉徴収票、その他所得のわかるもの
- (4) 社会保険料控除(健康保険、介護保険、国民年金等)の証明書
- (5) 生命保険料控除、地震保険料控除の各証明書
- (6) 寄付金控除の証明書等
- (7) 医療費控除の明細書【内訳書】(医療保険者から交付を受けた医療費通知)

※ 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」ハガキ又は封書をご持参ください。

「確定申告のお知らせ」には、予定納税額・振替納税の有無、消費税に関する届出状況など、確定申告に必要な情報が載っています。

以上

源泉徴収義務者(給与の支払者)の方へ

専従者給与、従業員やパート等の年末調整の指導を希望される方は、お早目にお越しください。納期の特例の承認を受けている場合の、年末調整に係る源泉所得税等の納期限は、令和6年1月22日(月)です。

令和5年度固定資産税(償却資産)申告のお知らせ

令和6年1月1日現在、償却資産を所有されている方は、償却資産が所在する区にある都税事務所に、令和6年1月31日(水)までに申告書をご提出ください。

▼ 前ページから

65万円の青色申告等別控除を受けるには

以下の①又は②のいずれかが必要です。

① e-Tax を利用

e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信する。

(注) 税務署に行かなくても、自宅から、スマホやパソコンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書等を作成・送信することができます。

② 優良な電子帳簿保存

その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出する。

(注) 優良な電子帳簿とは、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③検索機能があること、④モニター、説明書等を備え付けることなどの要件を満たした電子帳簿をいいます。

令和3年分以前の電子帳簿保存の要件を満たして青色申告特別控除(65万円)の適用を受け、令和4年分以後も引き続き当該要件を満たしている場合には、新たに届出書の提出は不要です。

インボイス発行事業者の「2割特例」とは

「2割特例」とは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税の2割とすることができる特例です。(令和5年分(登録日～12月)から令和8年分の申告まで適用可能です。)

※ 個人事業者の方の消費税の確定申告は、確定申告書作成コーナーを使えば手軽に申告書が作成できます。また、自動計算されるため、計算誤りがありません。

令和5年分申告期限・納付期限のお知らせ

【申告所得税及び復興特別所得税】

申告期限	納期限(法定納期限)	振替日
令和6年3月15日(金)	令和6年3月15日(金)	令和6年4月23日(火)

【消費税及び地方消費税(個人事業者)】

申告期限	納期限(法定納期限)	振替日
令和6年4月1日(月)	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)